

(6) 種ばれいしょ検疫実施要領に基づく検査の方法

別表2 (第5関係)

検査	検査事項	検査方法
使用予定種馬 鈴しよ検査	産地及び系統	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
植付予定ほ場 検査	ジャガイモシストセンチュウ	ジャガイモシストセンチュウ発生地域にあつては土壤検診により、それ以外の地域にあつては検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
	ほ場環境	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。ただし、必要に応じて現地調査を行うものとする。
ほ場検査	ジャガイモシストセンチュウ	ほ場別に任意に抽出し掘り取った馬鈴しよ5株以上を検査する。ただし、必要に応じて、土壤検診を行うものとする。
	ウイルス病及び青枯病	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しよ1,000株以上を検査する。
	輪腐病	ウイルス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。また、秋作用春作及び秋作にあつても、必要があると認めた場合には、第2期ほ場検査終了後も検査を行うものとする。
	疫病及び黒あざ病	ウイルス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。
	アブラムシ及びヨコバイ	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しよ10株以上を検査する。
生産物検査	ジャガイモガ、ジャガイモシストセンチュウ、そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病並びにくわ等による損傷	ほ場別に任意に抽出した馬鈴しよ200個以上を検査する。ただし、防疫官が検査上支障がないと認めた場合には、2つ以上のほ場を1つのほ場とみなして抽出及び検査を行うことができるものとする。

注 ほ場検査は、第4の2第2項によりA階層とされたほ場については検査の申請に係るほ場の数に応じ次に掲げる数のほ場を、B階層とされたほ場については防疫官が必要と認める数のほ場を、それぞれ任意に抽出して行うものとする。

検査の申請に係るほ場の数	抽出するほ場の数	
	第1期及び第2期ほ場検査	第3期ほ場検査
15筆以下	全数	全数
16筆以上88筆以下	15筆以上	15筆以上
89筆以上	18筆以上	

別表3（第5関係）

検 査	地 区	記 録 審 査
ほ場検査	<p>過去3年間又は過去3作のほ場検査において不合格となつたほ場がなかつたため、病菌害虫の防除措置が確実に採られると見込まれる地区</p>	<p>第1期ほ場検査 第3期ほ場検査</p>
	<p>過去3年間又は過去3作のほ場検査のうち不合格となつたほ場があつたのが1年間又は1作のみであつたため、病菌害虫の防除措置がほぼ確実に採られると見込まれる地区</p>	<p>第1期ほ場検査</p>
生産物検査	<p>過去3年間又は過去3作の生産物検査において不合格となつた馬鈴しよがなく、かつ、選別状況が不良でないため、病菌害虫の防除措置が確実に採られると見込まれる地区</p>	生産物検査